

(2) だれもが安心して外出できる環境の整備

施策の方向性

民間施設のユニバーサルデザインの推進や開発事業における歩行空間の確保、まちなかの休憩施設の設置などにより、誰もが安心して外出できる環境づくりを推進します。

具体的な 施策	32 民間施設のユニバーサルデザインの推進
担当課 (関連計画等)	都市計画課 (人にやさしいまちづくり条例、東京都福祉のまちづくり条例)
施策の内容	「東京都福祉のまちづくり条例」の対象建築物において、届出により車椅子利用者対応トイレや出入口等、高齢者や障害者が円滑に利用できるよう整備をされているか確認し、ユニバーサルデザインの推進を目指します。
これまでの 取り組み	「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく対象建築物について、車椅子利用者対応トイレや出入口等整備基準に適合しているかの確認を行った。 東京都福祉のまちづくり条例の届出件数 13件（令和4年中）
今後の目標	「東京都福祉のまちづくり条例」において、対象建築物を建築する際に、車椅子利用者対応トイレや出入口等整備基準が規定されていることから同条例に基づく届け出を受けることで引き続きユニバーサルデザインの推進を図ります。